

鎌倉市観光振興推進本部 設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、第2期鎌倉市観光基本計画(以下、「基本計画」という。)に基づき、地域一丸となって観光振興を推進していくことを目的に、鎌倉市観光振興推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本計画の推進に係る全体的な方針などに関する事項

(2) 各種観光振興事業の連携及び連絡調整に関する事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部員35名以内をもって組織する。

2 本部員は、観光関係団体、観光事業者、寺社及び生産者などの代表や別途設置される進行管理委員会や個別部会連絡会の代表などのうちから市長が委嘱する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 本部員の任期は2年間とし、再任は妨げないものとする。

2 本部員の交代による新本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部会議)

第6条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が召集しその議長となる。

2 本部会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事会の設置)

第7条 本部会議の作業部会として、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、若干名の委員を持って構成する。

(意見の聴取)

第8条 推進本部は、その所掌事務について必要があると認めるときは、本部会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個別部会)

第9条 推進本部の下部組織として、個別検討部会及び個別イベント(以下、「個別部会」という。)を設置するものとする。

2 個別検討部会は、新たな課題を研究・検討するためや既存観光事業を見直すために推進本部から設置を指示されたものをいう。

3 個別イベントは、文化・観光振興に繋がるイベント等に取り組み、かつ基本計画の趣旨に賛同する団体などで推進本部が承認したものをいう。

4 個別部会の連絡調整を目的として、個別部会の代表者による個別部会連絡会を設置するものとする。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、市民経済部観光課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付則(施行期日)

この要綱は平成19年7月19日から施行する。